

国民健康保険の高額療養費

医療費が大きくなったとき 高額療養費が支給されます

1カ月の自己負担額が
限度額を超えたときに支給

高額療養費は、国民健康保険加入者が一定額を超える自己負担分医療費を支払ったとき、申請して認められれば、限度額を超えた分が国民健康保険から支給されます。

70歳未満の人の自己負担限度額

負担区分	入院・外来
上位所得者	139,800円 + 医療費が466,000円を超えた場合超えた分の1%(77,700円)
一般	72,300円 + 医療費が241,000円を超えた場合超えた分の1%(40,200円)
市民税非課税世帯	35,400円 (24,600円)

- ()内は過去12カ月以内に4回以上高額療養費の支給があった場合の4回目以降の限度額
- 上位所得者とは国民健康保険税算定の基礎控除後の所得が67万円を超える世帯のこと

70歳以上の人の自己負担限度額

負担区分	外来(個人)	外来+入院(世帯ごと)
一定以上所得者	40,200円	72,300円 + 医療費が361,500円を超えた場合超えた分の1%(40,200円)
一般	12,000円	40,200円
低所得者	8,000円	24,600円
低所得者		15,000円

- 低所得者とは、国民健康保険に加入している世帯員全員が市民税非課税
- 低所得者とは、国民健康保険に加入している世帯員全員が市民税非課税で、全員の所得が一定基準以下

分が高額療養費として支給されます。また、70歳以上で高齢受給者証を持っている人は、左下表の限度額が設定されています。

支給対象者には「該当通知書」を郵送します

高額療養費が支給される世帯には、「該当通知書」を郵送していただきます。この通知を受け取ったら、指定された期間内に、印鑑・医療費の領収書(病院などが発行した

もの)・該当通知書を持って保険年金課で申請してください。

くわしくは保険年金課(☎20-1526)へ。

印旛沼周辺の土地改良施設

施設の周辺では遊ばないで

印旛沼周辺には多くの土地改良施設があります。このような施設で小さな子どもたちの事故が多発しています。事故は大人のちょっとした心遣いで防げるものです。次のような場所には子どもを近づかせないよう気を付けましょう。

- 揚排水機場の付近：大きなポンプで沼や河川から水を吸い込んだり排水したりするため、流れが速く大変危険です。
- 用・排水路 吐き出し水槽 分水槽：小さな水路など、流れが速く先が地下埋設管になっ



ていることも。水槽は大変深くなっています。

- 堰、水門、落差工：川をせき止めるため、滝つぼのように深くなっています。

くわしくは印旛沼土地改良区(☎043-484-1155)へ。

使用済み自動車

処分は適正に

道路などに放置された自動車は、通行の障害を発生させるばかりでなく、放置自動車周辺へのごみの投棄により、生活環境の悪化を生じさせます。このような状況に対応するために、市では「成田市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例」により、自動車の調査を行い、所有者・使用者へ早急な移動を指導していただきます。

放置自動車の発生を防ぐために、自動車を廃車するときは、購入した販売店などで廃車手続をし、責任をもって処分してください。空き地などの土地所有者は、自動車などを放置されないよう、さや看板を設置するなど適正管理

に努めましょう。

くわしくは環境対策課(☎20-1532)へ。

第1回タウン・ミーティング

市長と市民とのつどいを開催

タウン・ミーティングは、より多くの市民の声を市政に反映した「市民参加のまちづくり」を推進することを目的に、市長が直接市民のみなさんから市政に関する意見や提案などを聴き、また語り合う場として開催されるものです。参加を希望する人は直接会場へお越しください。

日時：8月19日(火) 午前10時～正午

会場：市役所1階ロビー

テーマ：市政に関すること

タウン・ミーティングは、市内の地区や団体からの希望に応じても開催します。地区などでの開催を希望する場合は、開催希望日の1カ月前までに市民相談所へお申し込みください。

申し込みなどくわしくは市民相談所(☎20-1507)へ。

窓口や郵便局での

受け取りもできます

成田市国民健康保険証は10月1日に更新となります。新しい保険証は、9月16日に普通郵便で郵送しますが、お手元に届くまで3日程度かかります。

旅行や長期の不在で、郵便物の確認ができない人を対象に、窓口での交付や成田・三里塚郵便局で受け取れる郵便局止めも実施します。窓口交付または郵便局止めを希望する人は、8月15日(金)～29日(金)に電話予約をしてください。電話予約のない人は普通郵便による郵送となります。

【窓口交付・郵便局止め予約】

期間 8月15日(金)～29日(金)

(土・日曜日を除く)

時間 午前8時30分～午後5時

予約電話 保険年金課 ☎20-526

526)

【交付方法】

窓口交付

期間 9月16日(火)～22日(月)

(土・日曜日も交付します)

時間 午前8時30分～午後8時

場所 保険年金課 市役所1階

交付の際、国民健康保険加入者の顔写真が入っている身分証明書

で本人確認をしますので、ご協力をお願いします。

郵便局止め

期間 9月17日(水)～26日(金)

場所と時間

成田郵便局

平日・土曜日 午前8時～午後8時

日曜日・祝日 午前9時～午後3時

三里塚郵便局

平日 午前9時～午後6時

土曜日 午前9時～午後5時

日曜日・祝日 午前9時～午後0時30分

くわしくは保険年金課 ☎20-1526へ。

今月の納税

市・県民税(第2期分)

納期 8月16日(土)～9月1日(月)
くわしくは税務課 ☎20-1513へ。

国民健康保険税(第2期分)

介護保険料(第2期分)

納期 8月16日(土)～9月1日(月)
くわしくは保険年金課 ☎20-1526へ。

相談日

相談名	期日	時間	場所	問い合わせ先
市民(行政)相談	月～金曜日	8:30～17:00	市役所2階相談室	市民相談所 ☎20-1507
市民生活相談(家事・民事)	月・木曜日	9:00～16:00	"	"
法律相談(予約制) (裁判所で係争中の事件は除く)	水曜日	13:00～16:00	"	"
もめごと・なやみごと・苦情相談 (人権・行政相談)	26日(火)	10:00～15:00	市役所2階201会議室	"
不動産相談	19日(火)	10:00～12:00	"	"
税務相談	19日(火)	10:00～15:00	市役所2階相談室	"
外国人相談 (英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語)	28日(木)	13:00～16:00	市役所2階201会議室	"
市民よろず相談	16日(土)	13:00～16:00	イオン成田ショッピングセンター2階特設会場	市民よろず相談事務局 作田義美さん ☎23-3286)
女性就業(内職)相談 (来所前に要電話)	水・金曜日	10:00～16:00	市役所2階女性就業相談室	商工観光課 ☎22-1111 内線2724
高齢者職業相談	月～金曜日	9:00～16:00	市役所2階高齢者職業相談室	商工観光課 ☎22-1111 内線2725
住宅相談(予約制) (住宅の電気に関する相談も含む)	9月11日(木)	10:00～12:00	成田商工会議所会議室	成田商工会議所 ☎22-2101 9月8日(月)までに申し込みを
パートタイマー職業相談	月～金曜日	9:00～16:00	パートサテライト(商工会館1階)	パートサテライト ☎22-8281
消費生活相談	月～金曜日	10:00～16:00	消費生活センター(市役所2階)	消費生活センター ☎23-1161
年金相談	水曜日	10:00～15:00	市役所1階相談室	保険年金課 ☎20-1526
交通事故相談	9月2日(火)	10:00～15:00	市役所2階201会議室	市民生活課 ☎20-1527
心配ごと相談	木曜日	10:00～15:00	保健福祉館会議室	社会福祉協議会 ☎27-7755
酒害相談	21日(木)	9:00～12:00	"	"
介護相談	9月11日(木)	14:00～16:00	在宅介護支援センター 成田苑 ☎24-2164	高齢者福祉課 ☎20-1537
家庭児童相談	月～金曜日	9:00～16:00	市役所1階家庭児童相談室	児童家庭課 ☎20-1538
戦没者遺族相談	25日(月)	10:00～15:00	市役所1階相談室	厚生課 ☎20-1536
健康体力相談	火曜日	9:00～12:00	市体育館	市体育館 ☎26-7251
就学相談(予約制)	月・火・木曜日	9:00～17:00	市役所5階会議室	教育指導課 ☎20-1582
教育相談(予約制)	火曜日	9:00～16:00	教育センター(市立図書館2階)	教育センター ☎20-6336
教育相談(不登校相談も)	月～金曜日	10:00～17:00	教育相談室 (ニュータウンセンタービル6階)	教育相談室 ☎28-3234